

平成 24 年度

定期監査結果報告書

四條畷市監査委員



暇監第 104号

平成25年 2月18日

四條暇市監査委員 池 中 昇 三

四條暇市監査委員 佐 藤 誠

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成24年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同法同条第9項の規定により次のとおり提出します。

1 監査の対象

健康福祉部・福祉事務所

生活福祉課

高齢福祉課

障がい福祉課

子ども福祉課

子育て総合支援センター

くすの木園

忍ヶ丘保育所

南野西保育所

岡部保育所

保険年金課

保健センター

2 監査の期間

平成24年 9月10日 から 平成24年11月19日 まで

3 監査の概要

監査に当たっては、主として財務に関する事務の執行が法令、条例、規則等に準拠しているか、また、経営に係る事業の管理及び監査対象所管事務が適正かつ効率的であるかについて監査した。

4 監査の結果

提出された関係書類及び資料を調査し、関係職員から事情を聴取した結果、事務事業の執行は、概ね適正であった。なお、一部において留意すべき、あるいは改善を要する事項が認められた。

以下、各所管課の監査結果について述べる。

【健康福祉部・福祉事務所】

健康福祉部・福祉事務所の主な所管事務は、

社会福祉協議会、シルバー人材センター、市立保育所、くすの木園及び子育て総合支援センターとの連絡調整に関すること

児童福祉、高齢者福祉及び障がい者福祉の企画、立案に関すること

児童福祉法に基づく保育の実施、助産の実施、母子保護の実施及び援護に関すること

母子及び寡婦福祉法に基づく措置及び援護に関すること

生活保護法に基づく措置及び援護に関すること

生活福祉資金に関すること

老人福祉法に基づく措置及び援護に関すること

障害者自立支援法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく支援に関すること

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく福祉に関すること

国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関すること

国民年金に関すること

などである。

なお、下記の諸点について、さらに調査研究、検討、改善等を要望するものである。

◇生活福祉課

○生活保護の受給問題について

生活保護の受給に関しては、本来の生活困窮者に対して必要な支援が行われるとともに、より一層の不正受給対策を推進されたい。

また、生活保護費全体の約半分を占める医療扶助費については、後発医薬品の積極的な活用策を講じられるなど、保護費の適正化に努められたい。

◇子ども福祉課

○保育料の徴収強化及び待機児童の解消について

保育料の滞納額は、平成23年度末で約6千万円に達している。利用者の公平負担及び信頼を損なわせないためにも、滞納額の削減に努められるとともに、徴収対策課とも連携し、効率的な徴収事務の遂行に取り組まれない。

また、市内保育施設での定員超過により生じている待機児童については、今後の保育需要を正確に予測し、関係機関の協力を得て、早期にその解消を図られたい。

◇保険年金課

○特定健康診査の受診率について

特定健康診査の受診率は、これまでの様々な広報活動により一定の向上が見られ、平成23年度において22%に達した。今後も更なる受診率の向上に務められたい。

◇各所属共通

○事務文書の適正な処理について

事務文書の取扱いにおいて、定められた方法に従って処理がなされていない事案が多く見受けられた。文書管理規程、事務決裁規程、財務規則などの諸規定を遵守し、正確、適切な事務処理に努められたい。